

## 美容 各種書類の取扱い・キャンセルについて

### 交付書面

① 期間が1か月以上でかつ、金額が5万円以上の場合、「特定継続的役務提供取引」として

1. 契約書面
2. 概要書面
3. コース同意書
4. 確認書
5. キャンセルポリシー

② 上記の「特定継続的役務提供取引」に該当しない場合

1. コース同意書
2. 確認書
3. キャンセルポリシー

### 2. 書類の取扱い

契約書面：患者サイン、コピーを交付

役務の提供期間はコースのスタート日・エンド日（通常1年後）を記入。

最初の診察のみの日はスタート日とはしない。

契約日は、通常診察最初の日、（クレジット決済した日）

概要書面：コピーを交付

役務の提供期間はコースのスタート日・エンド日（通常1年後）を記入。

最初の診察のみの日はスタート日とはしない。

同意書：患者サイン、コピーを交付

確認書：患者サイン、コピーを交付

キャンセルポリシー：交付

### 3. キャンセル料金の考え方

キャンセル料金は各コース料金に対して発生。最初の診察のみの場合は、発生は想定していない。

京都武田病院コースの場合は、15万円（3回）なので、1回の診療代を5万円としてキャンセル料金を計算する。